

質問と回答（令和5年12月8日時点）

No.	質問箇所	質問内容	回答
1	募集要項 2 頁 3 提案条件（1）建築物の用途について ③学校教育法	募集要項の 3、提案条件（建築物の用途）についてでは、③学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法134条第 1 項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物（「以下「教育系施設」」という。記載がありますが、第 1 条項校や 1 2 4 又は 1 3 4 条項校以外の日本語学校など、法務省所管（告示校）の語学学校などは対象に当てはまらないのでしょうか？	御質問のとおり、原則として「学校教育法に規定された学校」となります。 しかし、都市計画法による建築物の用途制限において、可能性がある類似用途を直ちに「失格」とするものではありませんので、御応募いただくことは可能です。 最終的には、土地利用計画等の資料も含めプレゼンテーション審査を行ったうえで優先交渉権者を選定することとなります。
2	募集要項 6 頁 6 現地見学会について	旧吉田幼稚園跡地の現地見学会を再度開催して頂きたいお願い致します。	現地見学会の開催については、再度検討いたします。 また、開催する場合は市HPに開催日時等を掲載します。